

# 長崎ラグビースクール 父母の会

## 会則

### 第1章 総 則

#### 第1条 (名称)

この会は、長崎ラグビースクール父母の会と称する。

#### 第2条 (所在地)

この会は、本部事務局を会長宅に置く。

#### 第3章 (目的)

この会は長崎ラグビースクールの活動に協力し、生徒の健全な育成を目指すとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第2章 組織及び機関

#### 第4条 (会員の構成)

長崎ラグビースクール生徒の父母と関係者で組織する。

#### 第5条 (機関)

この会に次の機関をおく。

- 1・ 総会
- 2・ 本部役員会
- 3・ 役員総会

#### 第6条 (総会及び役員会)

- 1・ 総会は、最高議決機関であって、父母の会会員の全員をもって構成する。
- 2・ 役員総会は、本部役員及び学年役員をもって構成する。
- 3・ 本部役員は、会長、副会長、総務、会計、監査役をもって構成する。

#### 第7条 (招集)

- 1・ 定時総会は毎年1回とし、臨時総会は必要に応じ、会長がこれを招集する。
- 2・ 役員会は必要に応じて、会長がこれを招集する。
- 3・ この会の総会及び役員会には、ラグビースクール事務局の若干の出席を要する。

## 第8条 (決議並びに業務執行)

総会は、会員の過半数が（委任状を含む）出席し、その決議は出席した会員の議決権の過半数を持って決する。

2・総会は次の事項を決議する。

- ①父母会の基本方針及び年度計画。
- ②予算及び決算
- ③本部役員並びに学年役員の信任または不信任。
- ④父母の会会則の変更。

## 第3章 役員

### 第9条 (本部役員の定数)

この会には次の役員を置く。

- 1・会長 1名
- 2・副会長 2名以内
- 3・総務 3名以上
- 4・会計 2名
- 5・会計監査 2名

### 第10条 (本部役員の任務)

本部役員の任務は次のとおりにする。

- 1・会長はこの会を代表し、会の業務を統括する。
- 2・副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3・総務は会長を補佐し、会の活動の基本計画の立案及び日常業務を掌握すると共に、総会及び役員会の議事録その他の資料を作成する。
- 4・会計は、会計事務の処理遂行にあたる。
- 5・会計監査は、少なくとも年1回会計業務の監査を実施し、その結果を定時総会に報告しなければならない。

### 第11条 (学年役員の定数)

この会に次の学年役員をおく。

- 1・小学生及び中学生の父母から各学年正副役員1名ずつ。

### 第12条 (学年役員の任務)

学年役員は必要に応じて開催される役員総会に出席し、議案を審議し、その決議に参加する。

- 2・学年役員は、上記の審議の結果を該当各学年の会員に報告するとともに、決議事項につきその周知徹底を図るものとする。

### 第13条 (役員の任期)

本部役員の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結のときまでとする。

2・補欠又は増員により就任した役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3・学年役員の任期は、就任後1年以内の最終決算期に関する定時総会終結のときまでとする。

## 第4章 会 計

### 第14条 (収入)

この会の収入は、会費、行事の収入、寄付金その他とする。

### 第15条 (会費)

この会の会費は次のとおりにする。

1・年会費は、生徒1名につき、3,000円とし、兄弟がいる場合は、1名増す毎に1,500円を加算する。

2・中途退会した者又はさせられた者であっても、会費の払い戻しはしない。

### 第16条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月末日までとする。

## 第5章 附 則

### 第17条 (施行)

本会則は昭和53年4月10日より実施する。

附則(平成17年3月27日改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成24年3月25日改正)

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月27日改正) ※第11条第1項

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月26日改正) ※第15条

この会則は、平成29年4月1日より施行する。

附則(令和6年3月24日) ※第7条及び第15条

この会則は、2024年4月1日より施行する。

# 長崎ラグビースクール父母の会細則

## 第1条〔目的〕

この会は長崎ラグビースクール（以下スクールとする）の行う行事に協力する。

### スクール主催の行事

- ① 交歓試合
- ② 合宿

※交歓試合におけるホームステイ及び試合の応援には必ず協力する。

## 第2条〔役員構成〕

### 1 本部役員

- ① 会長は、原則として中学2年生の父母から選出する。
- ② 副会長は、原則として小学生および中学生の父母から各1名を選出する。
- ③ 総務は、小学生の父母から2名、中学生の父母から1名を選出する。

### 2 学年役員

- ① 小学生及び中学生の父母から、各学年、正副役員を1名ずつ選出する。

## 第3条〔見舞金の支給〕

スクールとしての活動、練習、試合、合宿、街頭募金活動中に負傷し3日以上（2日）入院した生徒については見舞金1万円を支給する。

## 第4条〔慶弔等〕

- 1 卒業時の小学部への記念品については、スクールと父母の会の折半によるものとする。
- 2 生徒ならびに父母、スクールの指導者に不幸があった場合は、弔意として1万円を供えるものとする。

## 第5条〔お祝い金支給〕

スクール出身者がラグビー部員にいる高校が全国高校ラグビーフットボール大会（花園）に出場する際はお祝い金として1万円を支給する。

ただし、グラウンドを借用する長崎南山高校、長崎北高校については2万円を支給する。

## 第6条〔施行期日〕

改正後の本会則は、平成24年4月1日から施行する。

改正後の本会則は、平成27年4月1日から施行する。（第4条3.4項）

改正後の本会則は、平成28年4月1日から施行する。（第2条1項2.3.2項1）

改正後の本会則は、平成29年4月1日から施行する。（第3条第4条3.4項）

改正後の本会則は、2024年4月1日から施行する。（第1条第4条第5条）

※指導者はすべてボランティア活動です。みんなで協力いたしましょう。